

○ 電気事業法施行規則及び発電用火気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文
(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
(一般用電気工作物の範囲) 第四十八条 (略) 2・3 (略) 4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が二十キロワット以上となるものを除く。 一 四 (略) 五 燃料電池発電設備(固体高分子型のものであつて、<u>燃料・改質</u>系統設備の最高使用圧力が〇・一メガパスカル(液体燃料を通ずる部分にあつては、一・〇メガパスカル)未満のものに限る。)であつて出力十キロワット未満のもの	(一般用電気工作物の範囲) 第四十八条 (略) 2・3 (略) 4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が二十キロワット以上となるものを除く。 一 四 (略) 五 燃料電池発電設備(固体高分子型のものであつて、<u>最高使用圧</u>力が〇・一メガパスカル未満のものに限る。)であつて出力十キロワット未満のもの

電氣事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文
○ 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（安全弁等） 第三十二条 燃料電池設備（液化ガス設備を除く。次項、次条及び第三十五条において同じ。）の耐圧部分には、過圧を防止するために適当な安全弁を設けなければならない。この場合において、当該安全弁は、その作動時に安全弁から吹き出されるガスによる危害が生じないように施設しなければならない。ただし、最高使用圧力が〇・一メガパスカル未満のものにあつては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置をもつてこれに代えることができる。 2 燃料電池設備が一般用電気工作物（気体燃料を使用する固体高分子型のものであつて、燃料昇圧用ポンプの最大吐出圧力が燃料電池設備の最高使用圧力以下であるものに限る。）である場合であつて、耐圧部分の過圧を防止するための適切な措置が講じられているものであるときは、前項の規定は適用しない。 （湿度測定装置） 第六十九条 可燃性の廃棄物を主な原材料として固化した燃料（以下「廃棄物固化燃料」という。）の貯蔵設備であつて、サイロその他非開放型の構造の貯蔵設備にあつては、外気温及び湿度の影響並びに貯蔵設備内の温度分布その他貯蔵設備の特性を考慮して当該	（安全弁等） 第三十二条 燃料電池設備（液化ガス設備を除く。次条及び第三十五条において同じ。）の耐圧部分には、過圧を防止するために適当な安全弁を設けなければならない。この場合において、当該安全弁は、その作動時に安全弁から吹き出されるガスによる危害が生じないように施設しなければならない。ただし、最高使用圧力が〇・一メガパスカル未満のものにあつては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置をもつてこれに代えることができる。 （湿度測定装置） 第六十九条 可燃性の廃棄物を主な原材料として固化した燃料（以下「廃棄物固化燃料」という。）の貯蔵設備であつて、サイロその他非開放型の構造の貯蔵設備にあつては、外気温及び湿度の影響並びに貯蔵設備内の温度分布その他貯蔵設備の特性を考慮して当該

燃料に含まれる水分を適切に維持することができるよう、湿度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設置しなければならない。ただし、発酵、化学反応その他の事象によって、廃棄物固形化燃料が異常に発熱し、又は可燃性のガスが発生するおそれがない場合は、この限りでない。

（温度測定装置）

第七十条 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備であつて、サイロその他非開放型の構造の貯蔵設備にあつては、外気温及び湿度の影響並びに貯蔵設備内の温度分布その他貯蔵設備の特性を考慮して熱が発生する機器がある場所の周辺及び異常な発熱を検知できる箇所に、温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設置しなければならない。ただし、発酵、化学反応その他の事象によって、廃棄物固形化燃料が異常に発熱し、又は可燃性のガスが発生するおそれがない場合は、この限りでない。

（気体濃度測定装置）

第七十一条 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備であつて、サイロその他非開放型の構造の貯蔵設備にあつては、貯蔵設備内の可燃性のガスの滞留及び分布その他可燃性のガスの発生に関する貯蔵設備の特性を考慮して可燃性のガスが発生するおそれがある箇所においてこれらのガスの濃度が爆発下限界の値に達しないよう、酸素及び一酸化炭素、メタンガスその他可燃性のガスの濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設置しなければならない。ただし、発酵、化学反応その他の事象によって、廃棄物固形化燃料が異常に発熱し

燃料の水分を十質量パーセント以下に維持することができるよう、湿度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設置しなければならない。

（温度測定装置）

第七十条 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備であつて、サイロその他非開放型の構造の貯蔵設備にあつては、外気温及び湿度の影響並びに貯蔵設備内の温度分布その他貯蔵設備の特性を考慮して熱が発生する機器がある場所の周辺及び異常な発熱を検知できる箇所に、温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設置しなければならない。

（気体濃度測定装置）

第七十一条 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備であつて、サイロその他非開放型の構造の貯蔵設備にあつては、貯蔵設備内の可燃性のガスの滞留及び分布その他可燃性のガスの発生に関する貯蔵設備の特性を考慮して可燃性のガスが発生するおそれがある箇所においてこれらのガスの濃度が爆発下限界の値に達しないよう、酸素及び一酸化炭素、メタンガスその他可燃性のガスの濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設置しなければならない。

、又は可燃性のガスが発生するおそれがない場合は、この限りでない。 (燃焼防止装置) 第七十二条 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備であつて、サイロその他非開放型の構造の貯蔵設備にあつては、異常な発熱又は可燃性のガスの発生が検知された場合にこれらの抑制のために十分な量の窒素その他不活性ガスを速やかに貯蔵設備の内部に封入するための装置を設置しなければならない。ただし、発酵、化学反応その他の事象によつて、廃棄物固形化燃料が異常に発熱し、又は可燃性のガスが発生するおそれがない場合は、この限りでない。 2 (略)	(燃焼防止装置) 第七十二条 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備であつて、サイロその他非開放型の構造の貯蔵設備にあつては、異常な発熱又は可燃性のガスの発生が検知された場合にこれらの抑制のために十分な量の窒素その他不活性ガスを速やかに貯蔵設備の内部に封入するための装置を設置しなければならない。 2 (略)
--	---